

東京消防庁職員任用規程の一部改正について

標記の件について、東京消防庁消防総監から申請があったので、下記のとおり一部改正を承認する。

記

1 改正事項

- (1) 採用試験・選考における身体検査の見直し
- (2) 消防司令長昇任選考及び課長級職昇任選考における受験資格の見直し
- (3) 消防司令長昇任選考における選考方法の見直し
- (4) その他所要の改正

2 改正内容

改正概要及び新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和 4 年 11 月 1 日

ただし、1 (1) 及び (4) については、令和 5 年 4 月 1 日

東京消防庁職員任用規程の改正概要

[改正事項 1] 採用試験・選考における身体検査の見直し

【内容】

○ 採用試験・選考における身体検査の採用基準等を改正

<消防吏員>

- ・規程上の基準を「消防吏員の職務執行に重大な支障がないこと。」に改正
- ・検査項目は、各年度の採用試験実施計画で規定し、人事委員会の承認を得た上で採用試験案内に記載
- ・検査項目から、身長、胸囲、体重、肺活量を削除する

別表第1 消防吏員の採用の基準及び方法（抜粋）

(現行)

			専門系	I類	II類	III類
採用基準	身体	身長	おおむね160センチメートル（女性にあつてはおおむね155センチメートル）以上			
		胸囲	身長のおおむね2分の1以上			
		体重	おおむね50キログラム（女性にあつてはおおむね45キログラム）以上			
		視力	視力（矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。			
		色覚	消防吏員の職務執行に重大な支障がないこと。			
		聴力	正常であること（オージオメータを使用し、純音聴力検査により実施する。）。			
		肺活量	おおむね3,000立方センチメートル（女性にあつてはおおむね2,500立方センチメートル）以上			
	その他	1 体質が健全で、四肢関節に障害等の異常がなく、諸機能が正常であること。 2 精神機能及び神経系統に異常がないこと。 3 言語明瞭で十分な発声ができること。 4 消防吏員の職務執行上、支障のある疾患のないこと。				



(改正案)

		専門系	I類	II類	III類
採用基準	身体	消防吏員の職務執行に重大な支障がないこと。			

<一般職員>

- ・ 規程上、選考職種の採用の方法から、身体検査を削除する
 ※現行、身体検査として、尿検査、胸部 X 線検査、心電図、血液検査を実施
- ・ 試験職種（事務系、一般技術系等）については、規程上、採用の方法を「東京都人事委員会
 で実施」と規定していることから、各年度の採用試験実施計画において身体検査を削除し、人
 事委員会の承認を得る予定

別表第2 一般職員の採用の基準及び方法（抜粋）

（現行）

採用 区分	採用職種	方法
選	通訳	学科考査、面接考査、履歴審査、 <u>身体検査</u> 及び適性検査
	医師	履歴審査、資格検査、 <u>身体検査</u> 及び適性検査
考	栄養士	作文、面接考査、履歴審査、資格審査、 <u>身体検査</u> 及び適性検査
	看護師	
職 種	自動車整備	作文、面接考査、履歴審査、資格審査、 <u>身体検査</u> 及び適性検査
	技能Ⅰ	
	技能Ⅱ	



（改正案）

採用 区分	採用職種	方法
選	通訳	学科考査、面接考査、履歴審査及び適性検査
	医師	履歴審査、資格検査及び適性検査
考	栄養士	作文、面接考査、履歴審査、資格審査及び適性検査
	看護師	
職 種	自動車整備	作文、面接考査、履歴審査、資格審査及び適性検査
	技能Ⅰ	
	技能Ⅱ	

<その他所要の改正>

- 消防吏員の専門系の適性検査を第2次試験から第1次試験に移行し、適性検査を踏まえて第2次試験の口述試験を実施できるよう見直し
- 自動車整備の受験資格の文言整備
 「自動車整備士免許を有する者」→「自動車整備士の技能検定に合格した者」

【改正理由】

- 公正な採用の実施のため、男女別採用基準を見直し
- 合理的・客観的な必要性の説明が困難な身体検査の実施を見直し
- 時勢に応じた柔軟な対応が行えるよう規程と採用試験実施計画の規定事項を整理

【施行期日】

- 令和5年4月1日

[改正事項 2]

消防司令長昇任選考及び課長級職昇任選考における受験資格の見直し

【内容】

- 消防司令長昇任選考及び課長級職昇任選考における受験区分の移行期に、受験資格を一時喪失等する職員について、継続して受験できるように受験資格を改正

<消防吏員>

別表第 16 消防司令長昇任選考実施基準（抜粋）

(現行)

区分		A	B	C
受 験 資 格	勤 務 実 績	消防司令として3年以上 6年未満の勤務実績を有 し、年齢40歳未満の者	消防司令として6年以上 の勤務実績を有し、年齢 56歳未満の者	消防司令として10年以上 かつ課長補佐級職におい て2年以上の勤務実績を 有し、年齢50歳以上58 歳未満の者



(改正案)

区分		A	B	C
受 験 資 格	勤 務 実 績	次のいずれかに該当する者 <u>1 消防司令として3年以上 6年未満の勤務実績を有し、 年齢40歳未満の者</u> <u>2 過去にA区分受験資格を 有した者で、消防司令として 4年以上6年未満の勤務実績 を有し、年齢40歳以上42歳 未満の者</u>	次のいずれかに該当する者 <u>1 消防司令として6年以上 の勤務実績を有し、年齢56 歳未満の者</u> <u>2 過去にB区分受験資格を 有した者で、消防司令として、 7年以上10年未満かつ課長 補佐級職において2年以上の 勤務実績を有し、年齢56歳以 上58歳未満の者</u>	(現行のとおり)

(参考) A-B区分の移行期の受験資格の例 (現行)

- 消防司令任命時の年齢が 35 歳の者の例

消防司令 3年目の 37 歳から 5年目の 39 歳まで A 区分で受験可能

消防司令 6年目の 40 歳から B 区分で受験可能

→A-B区分の移行期に空白期間なし

- × 消防司令任命時の年齢が 37 歳の者の例

消防司令 3年目の 39 歳に A 区分で受験可能

消防司令 4年目の 40 歳、5年目の 41 歳は A 区分・B 区分とも受験資格なし

消防司令 6年目の 42 歳から B 区分で受験可能

→A-B区分の移行期に2年間受験資格を喪失

<一般職員>

別表第 24 課長級職昇任選考実施基準（抜粋）

（現行）

区分		短期	長期
受験資格	勤務実績	課長代理級職以上の職において5年以上の勤務実績を有し、年齢56歳未満の者	課長代理級職以上の職に10年以上の勤務実績を有し、年齢50歳以上58歳未満の者



（改正案）

区分		短期	長期
受験資格	勤務実績	<u>次のいずれかに該当する者</u> <u>1 3級職として5年以上の勤務実績を有し、年齢56歳未満の者</u> <u>2 過去に短期区分受験資格を有した者で、3級職として6年以上10年未満の勤務実績を有し、年齢56歳以上58歳未満の者</u>	<u>3級職として10年以上の勤務実績を有し、年齢50歳以上58歳未満の者</u>

備考 表中の3級職は、課長補佐、課長代理又は統括を示す。

【改正理由】

- 継続して有為な人材を確保するため
- 職員のモチベーションの向上を図るため

【施行期日】

- 令和4年11月1日

[改正事項 3] 消防司令長昇任選考の選考方法の見直し

○ 消防司令長昇任選考 A 区分の選考方法の見直し

別表第 16 消防司令長昇任選考実施基準（抜粋）

（現行）

選考方法	区分	A
選考方法	第一次	1 筆記考査（論文） 管理、警防、予防、防災及び救急の各部門のうちから <u>2 問</u> 選択 2 人事評価
	第二次	筆記考査（論文） 人事・労務管理に関するもの 1 問
	第三次	1 経歴評定 2 面接考査



（改正案）

選考方法	区分	A
選考方法	第一次	1 筆記考査（論文） <u>(1) 管理、警防、予防、防災及び救急の各部門のうちから 1 問</u> 選択 <u>(2) 行政課題に関するもの</u> 2 人事評価
	第二次	(現行のとおり)
	第三次	

【改正理由】

○ より大局的な視野からの課題抽出力及び政策形成力を問う選考内容とするため

【施行期日】

○ 令和 4 年 11 月 1 日

4 人 人 第 1 2 7 2 号
令和 4 年 1 0 月 1 2 日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 清水 洋文
(公印省略)

東京消防庁職員任用規程の一部改正について (申請)

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1 改正の趣旨

採用試験・選考において、時勢の変化に応じた適正な採用基準にする必要があるという厚生労働省及び総務省消防庁からの見解等により、身体検査の実施項目及び採用基準を改正する必要があります。

また、管理職昇任選考において、受験区分の移行期に受験資格を一時喪失等する職員が生じていることから、継続して受験できるよう受験資格を改正するとともに、より有用な人材を確保するため、選考方法についても、課題抽出力及び政策形成力を問うため、複雑多様化する行政課題を抽出させる内容に改正する必要があります。

これらに伴い、東京消防庁職員任用規程（昭和61年4月東京消防庁訓令第29号。以下「規程」という。）別表第1に規定する採用基準を改めるほか、所要の整備を行うものです。

2 改正の概要

- (1) 採用試験・選考における身体検査の実施基準等を見直しに伴う別表第1及び別表第2の改正
- (2) 採用試験・選考に関する所要の整備
- (3) 消防司令長昇任選考における受験資格及び選考方法の見直しに伴う別表第16の改正
- (4) 課長級職昇任選考における受験資格の見直しに伴う別表第24の改正

3 施行期日

令和4年11月1日

ただし、別表第1及び別表第2の規定については、令和5年4月1日に施行します。

問合せ先

人事課人事課人事係 千田 今関
電話 3212-2111 内線 3123 3149

東京消防庁職員任用規程（昭和61年4月東京消防庁訓令第29号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月1日

東京消防庁
消防総監 清水 洋文

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後						改正前						
(消防吏員の採用試験並びに採用選考の基準及び方法) 別表第1（第3条関係） 消防吏員の採用の基準及び方法						(消防吏員の採用試験並びに採用選考の基準及び方法) 別表第1（第3条関係） 消防吏員の採用の基準及び方法						
採用区分	普通採用				特別採用	採用区分	普通採用				特別採用	
	専門系	I類	II類	III類			専門系	I類	II類	III類		
採用基準	[略]					[同左]						
	身体	消防吏員の職務執行に重大な支障がないこと。				[略]	身体	身長	おおむね160センチメートル（女性にあってはおおむね155センチメートル）以上			[同左]
		胸囲	身長のおおむね2分の1以上									
		体重	おおむね50キログラム（女性にあってはおおむね45キログラム）以上									
		視力	視力（きょう正視力を含む。）が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。									
		色覚	消防吏員として職務執行に重大な支障がないこと。									
		聴力	正常であること（オーディオメータを使用し、純音聴力検査により実施する。）。									

第一次試験	[略]	[略]	消防吏員として必要な適性について検査する。	[略]
	適性検査			
第二次試験	[略]	[略]	消防吏員として必要な体格・体力の有無及び病気等について検査する。	[略]
	身体検査			
	[略]			
	[略]			

(専門系は選考による。)

第一次試験	[同左]	[同左]	消防吏員として必要な適性について検査する。	[同左]
	適性検査			
第二次試験	[同左]	[同左]	消防吏員として必要な体格・体力の有無及び病気等について検査する。	[同左]
	身体検査			
	[同左]			
	[同左]			

(専門系は選考による。)

肺活量	おおむね 3,000 立法センチメートル (女性にあってはおおむね 2,500 立法センチメートル) 以上
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 体質が健全で、四肢関節に障害等がなく、諸機能が正常であること。 2 精神機能及び神経系統に異常がないこと。 3 言語明瞭で十分な発声ができること。 4 消防吏員の職務執行上、支障のある疾患のないこと。

[略]	[略]	[略]
[略]		

[同左]	[同左]	[同左]
[同左]		

(一般職員の採用試験並びに採用選考の基準及び方法)
別表第2 (第4条関係)
一般職員の採用の基準及び方法

(一般職員の採用試験並びに採用選考の基準及び方法)
別表第2 (第4条関係)
一般職員の採用の基準及び方法

採用区分		採用職種	受験資格	年齢	身体	方法	
普通採用	試験職種	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
		事務系	I類	通訳	[略]	[略]	学科 面接 審査 履歴 及び 適性 検査
			II類	栄養士	[略]	[略]	作文、 面接 審査 履歴 資格 及び 適性 検査
	選考職種	医師	通訳	[略]	[略]	履歴 資格 検査 及び 適性 検査	
			栄養士	[略]	[略]	作文、 面接 審査 履歴 資格 及び 適性 検査	
		看護師	[略]	[略]	履歴 資格 検査 及び 適性 検査		

採用区分		採用職種	受験資格	年齢	身体	方法	
普通採用	試験職種	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	
		事務系	I類	通訳	[同左]	[同左]	学科 面接 審査 履歴 身体 検査 及び 適性 検査
			II類	栄養士	[同左]	[同左]	作文、 面接 審査 履歴 資格 及び 適性 検査
	選考職種	医師	通訳	[同左]	[同左]	履歴 資格 検査 及び 適性 検査	
			栄養士	[同左]	[同左]	作文、 面接 審査 履歴 資格 及び 適性 検査	
		看護師	[同左]	[同左]	履歴 資格 検査 及び 適性 検査		

技能系	自動車整備	自動車整備の能定合し者	自動車整備に格た	[略]	作文、面接、履歴、資格及び性検査
	[略]	[略]	[略]		
	[略]	[略]	[略]		
[略]					

技能系	自動車整備	自動車整備を有する者	自動車整備を有する者	[同左]	作文、面接、履歴、資格及び性検査
	[同左]	[同左]	[同左]		
	[同左]	[同左]	[同左]		
[略]					

(昇任試験及び昇任選考)
別表第16 (第12条関係)
消防司令長昇任選考実施基準

区分	A	B	C
受験資格	次のいずれかに該当する者 1 消防司令として3年以上6年未満の勤務実績を有し、年齢40歳未満の者 2 過去にA区分受験資格を有した者で、消防司令として4年以上6年未満の勤務実績を有し、年齢40歳以上42歳未満の者	次のいずれかに該当する者 1 消防司令として6年以上の勤務実績を有し、年齢56歳未満の者 2 過去にB区分受験資格を有した者で、消防司令として、7年以上10年未満かつ課長補佐級職において2年以上の勤務実績を有し、年齢56歳以上58歳未満の者	[略]

(昇任試験及び昇任選考)
別表第16 (第12条関係)
消防司令長昇任選考実施基準

区分	A	B	C
受験資格	消防司令として3年以上6年未満の勤務実績を有し、年齢40歳未満の者	消防司令として6年以上の勤務実績を有し、年齢56歳未満の者	[同左]

選考方法	第一次	1 筆記考査 (論文) (1) 管理、 警防、予防、 防災及び救急 の各部門のう ちから1問選 択 (2) 行政課 題に関するも の 2 人事評価	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]

選考方法	第一次	1 筆記考査 (論文) 管理、警 防、予防、防災 及び救急の各部 門のうちから2 問選択 2 人事評価	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

別表第24 (第12条関係)
課長級職昇任選考実施基準

消防吏員	一般職員(事務系・一般技術系・医療技術系)		
	区分	短期	長期
受験資格	[略]	[略]	[略]
	勤務実績	次のいずれかに該当する者 1 3級職として5年以上の勤務実績を有し、年齢56歳未満の者 2 過去に短期区分受験資格を有した者で、3級職として6年以上10年未満の勤務実績を有し、年齢56歳以上58歳未満の者	3級職として10年以上の勤務実績を有し、年齢50歳以上58歳未満の者
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第24 (第12条関係)
課長級職昇任選考実施基準

消防吏員	一般職員(事務系・一般技術系・医療技術系)		
	区分	短期	長期
受験資格	[同左]	[同左]	[同左]
	勤務実績	課長代理級職以上の職において5年以上の勤務実績を有し、年齢56歳未満の者	課長代理級職以上の職に10年以上の勤務実績を有し、年齢50歳以上58歳未満の者
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

選考方法	第一次	1 筆記考査 (論文) (1) 事務系 消防に 関する組織・ 事務管理 (2) 技術系 職種に 対応する分野 における消防 に関する高度 な技術判断及 び技術情勢 2 人事評価	第一次選考免 除	選考方法	第一次	1 筆記考査 (論文) (1) 事務系 消防に 関する組織・ 事務管理 (2) 技術系 職種に 対応する分野 における消防 に関する高度 な技術判断及 び技術情勢 2 人事評価	第一次選考免 除
	第二次	筆記考査(論 文) 人事・労務管 理に関するも の1問	1 筆記考査 (論文) 人事・労 務管理に關す るもの1問 2 人事評価		第二次	筆記考査(論 文) 人事・労務管 理に関するも の1問	1 筆記考査 (論文) 人事・労 務管理に關す るもの1問 2 人事評価
	第三次	1 経歴評定 2 面接考査			第三次	1 経歴評定 2 面接考査	
備考	表中の3級職は、課長補佐、課長代理 又は統括を示す。						
備考 表中の [] の記載は注記である。							

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年11月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以降に行う採用に関し必要な手続は、施行日前においても、改正後の東京消防庁職員任用規程の規定により行うものとする。